

平成30年度第1回北九州市子ども・子育て会議【会議要旨】

1 開催日時

平成30年8月2日（木） 11：00～12：00

2 開催場所

AIMビル 3階 315会議室

3 出席委員数 ※委員定数：15名

13名（大久保委員、末永委員欠席）

4 議題

- ・「元気発進！子どもプラン（第2次計画）」の実施状況について（資料2）
- ・「北九州市次世代育成行動計画」の点検・評価について（資料3、4）
- ・「北九州市子ども・子育て支援事業計画」の実施状況について（資料5）

5 会議経過

(1)-1 「北九州市次世代育成行動計画」の点検・評価について

【主な意見等】

- ・「子育ての悩みや不安」というところで○評価について。指標のひとつである「子育てが地域の人に支えられていると感じる人の割合」が低いことが原因の一つであるが、保育所等に預けている親の場合、近所の方と関わる時間が持てない（朝預けて夜家に帰るため）。相談できるお友達でそういう信頼できる方がいるというふうに捉えれば○評価はそこまで悲観的になるものではない。
- ・次期プランの検討の際は、「子育ての悩みや不安」について、相談相手がいるかどうか、またその相手について把握できるようにしてはどうか。
- ・親が子育てできる環境であれば「待機」＝マイナスではない。それを踏まえて、正確にニーズを把握する必要がある。待機児童が多いから箱物をつくらなければいけないではなく、本当に必要な幼児教育・保育というものは何なのかということを考える必要がある。
- ・市民アンケート調査の結果、補足的調査での意見も委員に共有してほしい。
⇒（事務局）会議後にお知らせする。
- ・児童虐待の対応に関する課題について、子どもの心のケアに重点を置いていたり、その親が虐待に至るプロセスというのがあるはずなので、親のケアする対象であるという視点をもち課題として取り組んで欲しい。

⇒（事務局）親のケアは非常に大事な問題として認識しており、どうやって子育てしたらいいか分からぬという親にペアレントトレーニング（親としてこういうふうにやったほうがいいというようなプログラム）を参考にしながら、対応している。

- ・児童虐待の対応件数は増加しているが、虐待そのものが増えたのか、もしくは顕在化していなかつたものが掘り起こされたのか。
- ⇒（事務局）現場の認識では掘り起こされたと考えている。例えば、平成28年度と29年度を比較すると、近隣や知人の方からといった虐待通告が20件近く増加。また、学校からの虐待通告なども30件増えており、虐待に対する認識が、市民や学校に広がった結果だと考えている。
- ・保育園の待機児童について。働いている保護者が預けるだけではなく、働いていない保護者も子どもと少し離れることにより、負担を減り、それが虐待防止にもつながると思うが保育園でもそういう利用法はあるのか。
- ⇒（事務局）保育所を利用する場合は、「保育認定」（保育を必要とする事由）が必要となる。その中に、就労以外にも保護者の疾病、家族の介護・看護といった理由も、保育を必要とする事由に該当してあげられており、就労だけが理由で保育園を利用するというわけではない。
また、こういった通常保育とは別に、特別保育事業として一時保育事業というものを実施しており、保護者の病気・出産などの場合や、保護者の育児に伴う心理的・身体的負担解消といったリフレッシュとしても、一時保育を利用していただけるようになっている。

（1）-2 「北九州市子ども・子育て支援事業計画」の実施状況について

【主な意見等】

- ・0歳児の待機児童について。利用を希望する市民からのコメント等はないか。
⇒（事務局）待機児童は、特に0歳児の待機が多いが、その6割を超える地域が八幡西区。そこで、八幡西区においては、特に0歳児の対策ということで、小規模保育事業を中心開設し、平成29年度中に6カ所整備した。地域別に細かく必要なニーズを捉えながら、今年度の小規模保育事業等の公募をしており、整備をしていきたいと考えている。
それと同時に、保育士が不足しているということで、実際は受け入れたいが、保育士が補充できなくて受け入れられないという声もあるので、そこについては、保育士の待遇改善も行っていきたい。
区役所には、子どもを預けられずに本当に困っているというお声も頂いているので、そのときには保育サービスコンシェルジュが、保護者が預けられる範囲で、近くにこういった保育所、認定こども園、幼稚園がありますよというご案内はしている。

- ・年度の途中に発生する待機児童を受け入れられるような制度はないのか。
⇒（事務局）保育園は、4月に一斉に入園というわけではないため、月を追うごとに入園希望者は増えていくことになる。

3月末に年長児が卒園して、入所児童数が4月時点では減る。保育士の配置基準が決まっているため、4月の時点では、保育士が過員の状況になる園が出てくる。

そういったとき、3月末で園児の面倒を見ていた保育士の継続雇用という観点と、4月時点で過員である保育士を抱えても園が大丈夫なようにするということで、平成27年度から予備保育士雇用費補助という制度を設けており、配置基準を上回っている保育士の人事費を一部補助する制度を設けている。これを、当初、2人でスタートしたが、今年度から3名ということで、4月時点で3名余計に保育士を雇っていても、その分の雇用費を補助し、年度途中に園児が増えていても、希望者が増えていても、それに対応できるような体制を取ろうというような対策を取っている。

- ・（事務局）次期プランでは、実績や今後見込まれる推移について、さまざま検討したうえで反映させたい。